

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン天理店

所在地 天理市嘉幡町六五五番三ほか

二 天理市から聴取した意見の概要

1 騒音規制法及び振動規制法による特定施設を設置する場合は、三十日前までに環境政策課に届け出ること。

2 事業開始に伴い生じる廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理すること。

3 地域住民から苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講ずるとともに誠意をもって解決すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成三十一年三月二十九日から同年四月三十日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで